

令和5年度

# 定時総会議案書

(付 令和5年度 会員名簿、会則)

※予算・決算・役員名省略

日時：令和5年6月7日(水)15:30～17:00

場所：神戸メリケンパークオリエンタルホテル

4階「瑞天東の間」  
神戸中央区波止場町5番6号  
TEL 078 - 325 - 8111

神戸雇用対策協議会

# 令和5年度 総会次第

1 開会の辞

2 開会挨拶

神戸雇用対策協議会会長

3 顧問挨拶

神戸公共職業安定所所長

4 来賓挨拶

兵庫労働局職業安定部部長

一般財団法人兵庫県雇用開発協会事務局長

東神戸雇用対策協議会副会長

灘公共職業安定所所長

西神公共職業安定所所長

5 議案審議

1号議案 令和4年度 事業実施報告

2号議案 令和4年度 決算報告 (省略)

会計監査報告 (省略)

3号議案 令和5年度 事業計画(案)

4号議案 令和5年度 予算(案) (省略)

5号議案 令和5年度 役員改選(案)(省略)

令和5年度 神戸雇用対策協議会役員名簿(案)(個人名省略)

(付)令和5年度 神戸雇用対策協議会 会員名簿 会則

6 閉会挨拶

神戸雇用対策協議会副会長

7 閉会の辞

## 【1号議案】

### 令和4年度 事業実施報告

#### 1 会議の開催

##### (1) 定時総会

令和4年6月10日(金) 於:神戸メリケンパークオリエンタルホテル

参加企業 26社 27名

##### (2) 三 役 会 … コロナ禍により書面による決議

##### (3) 役 員 会 … コロナ禍により書面による決議

#### 2 委員会の開催

##### (1) 事業運営推進委員会 … コロナ禍により書面による決議

##### (2) 雇対協ニュース編集委員会 … コロナ禍により書面による決議

#### 3 事業の開催

##### (1) 神戸地域新入社員合同研修会

令和4年4月7日(木) 於:神戸メリケンパークオリエンタルホテル

参加企業 神戸雇用対策協議会 6社 23名(うち、引率者3名)

東神戸雇用対策協議会 4社 23名(うち、引率者1名)

10社 46名(うち、引率者4名)

##### ① 講師・テーマ

テーマ「明日から実践！新社会人スタートセミナー」

講師 神戸公共職業安定所 学卒部門

テーマ「新入社員のためのこころのスキルアップ」

講師 神戸公共職業安定所 学卒部門

テーマ「ハローワーク神戸による職場定着の支援」

講師 神戸公共職業安定所 学卒部門

(2)管内高等学校進路指導教諭との懇談会

令和4年6月10日(金) 於:神戸メリケンパークオリエンタルホテル

参加企業 26社 33名(懇親会 26社 27名)

参加高校 11校 14名(懇親会 11校 14名)

(3)神戸地域雇用対策協議会「雇用管理セミナー」

第1回 コロナ禍により未実施

第2回 コロナ禍により未実施

(4)大学等就職担当者を対象とした講演会及び懇親会

令和4年11月10日(木) 於:神戸メリケンパークオリエンタルホテル

第1部 講演「ピンチ？チャンス？ジョブ型雇用でも通じる採用・就活のポイント教えます！」

神戸雇用対策協議会	14社 17名
東神戸雇用対策協議会	12社 21名
大学・高専等	26校 28名
関係機関	13名
計	79名

第2部 懇談会

「学生を惹きつけるプレゼン☆ワークショップ」

神戸雇用対策協議会	14社 16名
東神戸雇用対策協議会	12社 19名
大学・高専等	26校 28名
関係機関	7名
計	70名

### 第3部 懇親会

神戸雇用対策協議会	14社	20名
東神戸雇用対策協議会	12社	18名
大学・高専等	26校	28名
関係機関		6名
計		72名

#### 4 雇対協ニュースの発行

- ・令和4年8月 121号発行 ・令和5年1月 122号発行

#### 5 関係機関との連携

- ・令和4年5月27日(金)  
一般財団法人兵庫県雇用開発協会 地域雇用開発協会雇用対策協議会事務局長会議 出席
- ・令和4年6月10日(金) 一般財団法人兵庫県雇用開発協会「第1回 理事会」欠席
- ・令和5年3月9日(木) 一般財団法人兵庫県雇用開発協会「第2回 理事会」出席

#### 6 共催・後援等

##### (1) 東神戸雇用対策協議会との共催(再掲)

- ・令和4年度 新入社員合同研修会
- ・雇対協ニュースの発行(121・122号)

##### (2) 東神戸雇用対策協議会並びに兵庫県雇用開発協会との共催(再掲)

- ・会員企業と大学等就職担当者対象の講演会と懇親会の開催

##### (3) 一般財団法人兵庫県雇用開発協会との共催

- 令和4年8月9日(火) 障害者雇用促進セミナー 於:神戸産業振興センター
- 令和4年9月15日(木) 障がい者雇用フェスタ2022 於:神戸産業振興センター

##### (4) 兵庫労働局・ハローワークとの共催

- 令和4年8月1日(月) 事業主支援ワークショップ・雇用促進セミナー 於:HW灘

### 【3号議案】

## 令和5年度事業計画(案)

### 〈概況〉

政府は4月25日に公表した4月の月例経済報告で、「景気は、一部に弱さがみられるものの、緩やかに持ち直している。先行きについては、ウイズコロナの下で、各種政策の効果もあって、景気が持ち直していくことが期待される。ただし、世界的な金融引締め等が続く中、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、供給面での制約、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある。」とし、「完全失業率は、3月には前月比0.2ポイント上昇し、2.8%となった。労働力人口、就業者数及び完全失業者は増加した。

#### ◇ 完全失業率の推移

	全国	近畿
令和4年3月	2.6%	2.8%
令和5年1月	2.4%	2.6%
令和5年2月	2.6%	2.9%
令和5年3月	2.8%	3.1%

#### ◇ 有効求人倍率

	全国	近畿	兵庫県	神戸計
令和4年3月	1.23	1.11	0.96	1.02
令和5年1月	1.35	1.22	1.06	1.18
令和5年2月	1.34	1.21	1.02	1.17
令和5年3月	1.32	1.21	1.01	1.12

就業率は横ばい圏内となっている。新規求人数はこのところ増加傾向となっている。有効求人倍率はこのところ横ばい圏内となっている。製造業の残業時間は増加した。

賃金をみると、定期給与及び現金給与総額は緩やかに増加している。実質総雇用者所得は、弱含んでいる。

「日銀短観」(3月調査)によると、企業の雇用人員判断は、不足超幅が拡大している。こうしたことを踏まえると、雇用情勢は持ち直している。先行きについては、持ち直しが続くことが期待される。」としています。

さて、現下のハローワーク神戸所管内の令和5年3月の有効求人倍率は1.12倍(前年同月1.02倍)となっており、有効求人数(全数)は同年3月に前年同月比でマイナスとなるまで、19か月連続して増加しております。

また、神戸所管内における今春卒業の大学生等の就職内定率は令和5年2月1日現在81.7%(前年同期79.2%)と前年を上回っております。高校生については、令和5年3月末時点で97.9%(前年同期98.6%)と前年同月値を下回ったものの、高い水準で推移しております。

このような状況を踏まえ、当協議会におきましては、各委員会の一層の充実を図り、職業安定機関をはじめ各関係団体との連携により、若者の雇用をはじめとして、会員企業の人材育成の一助となる事業に取り組んでまいります。具体的には、年度当初には「新入社員合同研修会」、「高等学校就職担当教諭と会員企業との懇談会」、「大学等の就職担当者と会員企業の懇談会」等の開催や、労働施策に関する「雇用管理セミナー」の定期開催や「雇対協ニュース」、神戸雇用対策協議会ホームページの内容充実を図り、有益な情報提供に努めてまいります。

## 〈令和5年度の取組計画〉

### 1 会議の開催

- (1) 定時総会 日時 令和5年6月7日(水)  
場所 神戸メリケンパークオリエンタルホテル
- (2) 三役会 随時開催致します。  
事業の新規企画提案等の役員会に図る議案を策定します。
- (2) 役員会 随時開催致します。  
事業の運営について審議決定します。

### 2 各種委員会の開催

#### (1) 事業運営委員会

会員企業のニーズを取り入れながら、職業安定行政との連携をさらに深め、雇用対策等について充実した内容の事業を推進するとともに、速やかな情報の提供に努めてまいります。

今年度は雇用管理セミナーを2回開催し、会員企業の皆様の要望に沿った有意義な内容の情報を提供してまいります。

#### (2) 雇対協ニュース編集委員会

雇対協ニュース編集会議を東神戸雇用対策協議会と連携して6月と10月の年2回開催し、会員企業の皆さまに役立つ情報媒体となるよう内容の充実を図ってまいります。

雇対協ニュースを8月と1月の年2回発行します。

### 3 関係機関との会議

一般財団法人雇用開発協会理事会並びに地域雇用開発協会・雇用対策協議会の事務局長会議等に参加し、関係機関との一層の連携を図ります。

### 4 新入社員合同研修会

令和5年4月6日(木)神戸メリケンパークオリエンタルホテルにて開催

### 5「高等学校進路指導担当教諭との懇談会」

令和5年6月7日(水)神戸メリケンパークオリエンタルホテルにて開催

### 6 ハローワーク神戸、一般財団法人兵庫県雇用開発協会、東神戸雇用対策協議会等の主催する就職面接会、各種セミナー等の事業への共催・後援等積極的に取り組みます。

### 7「大学等就職担当者等を対象とした講演会及び懇談会」の開催

一般財団法人兵庫県雇用開発協会、東神戸雇用対策協議会、各大学等と連携して11月に開催します。

## 令和5年度 神戸雇用対策協議会 事業計画(案)

#	日程(予定)	事業内容	備考
	4月6日(木)	新入社員合同研修会	東神戸雇用対策協議会共催 神戸メリケンパークオリエンタルホテル
	4月	令和4年度会計監査	書面による決議
	4月	第1回三役会・第1回役員会	書面による決議
	5月29日(月)	地域雇用開発協会・雇用対策協議会 事務局長会議	兵庫県雇用開発協会
	6月7日(水)	令和5年度定時総会	神戸メリケンパークオリエンタルホテル
	6月7日(水)	「企業と高等学校」の懇談会	神戸メリケンパークオリエンタルホテル
	6月	兵庫県雇用開発協会 第1回理事会	兵庫県雇用開発協会
	<u>6月～8月</u>	ニュース編集委員会 雇対協ニュース第123号発行	東神戸雇用対策協議会共催
	9月28日(木)	第1回雇用管理セミナー	東神戸雇用対策協議会共催
	11月9日(木)	「企業と大学」の懇談会	兵庫県雇用開発協会 東神戸雇用対策協議会共催
	10月～1月	ニュース編集委員会 雇対協ニュース第124号発行	東神戸雇用対策協議会共催
	2月	第2回雇用管理セミナー	東神戸雇用対策協議会共催
	3月	兵庫県雇用開発協会 第2回理事会	兵庫県雇用開発協会
	随時	三役会	
	随時	役員会	

### 会員数

令和4年4月1日現在	103社
令和5年3月31日現在	101社

令和5年度 神戸雇用対策協議会 役員名簿(案)

役員名	事業所名	役職名	所属委員会	
会 長	(株)大伸	常務取締役	統括責任者 <small>雇対協ニュース編集委員長を兼務</small>	
副会長	(株)アシックス	人財開発部採用チーム	事業運営推進委員長	
副会長	(株)大森回漕店	執行役員 管理本部		
副会長	(欠員)			
理 事	(株)大月真珠	人事本部	事業運営推進副委員長	
理 事	神戸信用金庫	人事部調査役	事業運営推進委員	
理 事	神戸洗管工業(株)	代表取締役	事業運営推進委員	
理 事	神戸電鉄(株)	人事総務部	事業運営推進委員	
理 事	(株)ワールド	人材マネジメント部	雇対協ニュース編集委員	
理 事	東亜外業(株)	人事部	雇対協ニュース編集委員 会計理事を兼務	
理 事	(株)千代田精機	総務部 総務課	雇対協ニュース編集委員	
会計監査	(株)ヒョウベイ	取締役 管理部		
会計監査	(欠員)			

顧問	神戸公共職業安定所	所長		
参与	神戸公共職業安定所	企画渉外部長		
参与	神戸公共職業安定所	統括職業指導官		
参与	神戸公共職業安定所	職業指導官		

#

※ 副会長職1名が欠員のため、会長が雇対協ニュース編集委員長を兼務します。

令和5年度

# 会 員 名 簿

令和5年4月1日

神戸雇用対策協議会



令和5年度 会員名簿

R05.4.1現在

事業所名		事業所名	
ア	(株)アイ・エム・シー	タ	大一産業(株)
	(株)アイオー精密神戸工場		(株)大伸
	(株)アシックス人事部		(株)ダイヤ・エフ・エンジニアリング
	アシックス商事(株)		(株)大和研装社
	(株)淡路屋		(株)高山商店
イ	石川(株)神戸支店		大和化成(株)
ウ	(株)ウシオ	チ	(株)築港
エ	エムシーシー食品(株)		中央港運(株)
オ	(株)大月真珠		(株)千代田精機
カ	(株)大野社	テ	テクノソービ(株)
	(株)大森廻漕店		TKB(株)月光園
	岡本鐵工(株)		(株)デンソーテン
	奥井電機(株)		(株)トアロードデリカテッセン
キ	風間塗装(株)	ト	東亜外業(株)
	金川造船(株)		(株)東栄商行
	川崎エンジニアリング(株)		トヨタカローラ兵庫(株)
	川崎重工業(株)人事本部人事部		トヨタモビリティパーツ(株)兵庫支社
	(株)関西水栓		トレーディア(株)神戸支店
ク	北浦建設(株)	ナ	(株)中の坊 有馬グランドホテル
	(株)木下商会		(株)名田商店
	(株)共進牧場		ネ
ク	日下部電機(株)	ノ	(株)ノエビア 人事部
	(株)クワタ		(株)ノザワ
コ	神戸衡機(株)	ハ	橋本建設(株)
	神戸サンソー港運(株)		ヒ
	神戸信用金庫	ヒ	ビオフェルミン製薬(株)
	神戸洗管工業(株)		兵庫信用金庫
	神戸船舶装備(株)	フ	(株)ヒョウベイ
	神戸タクシー(株)		(株)ファミリア
	神戸通運(株)	ホ	福辰合金(株)
	神戸電鉄(株)		藤定運輸(株)
	(株)神戸ポートピアホテル総務部		フジッコ(株)
	(株)神戸マツダ		(株)ブティックセリザワ
団地協同組合神戸木工センター	マ		(株)ホテルオークラ神戸
山九(株)神戸支店			(株)本神戸肉 森谷商店
(株)山陽フレンズ	マ		(株)前田精密製作所
山陽電気鉄道(株)総務本部人事グループ			(株)増田製粉所
三和テクノ(株)		マスヤ(株)	
シ	昌榮運輸(株)	ミ	丸山病院
	神栄(株)		(株)三木美研舎
	神果神戸青果(株)		三菱電機(株)神戸製作所総務部人事課
	神港魚類(株)		三ツ星ベルト(株)
	神港通運(株)		三ツ星貿易(株)
	神鉄観光(株)		(医)尚生会 湊川病院
	神鉄タクシー(株)		(株)みなと銀行 人事部
	神和海運(株)		湊建設工業(株)
	神明倉庫(株)		ミヨシ物流(株)関西支店
			ム

事業所名		
メ	メリケンパークマネジメント(有) メリケンパークオリエンタルホテル	
モ	(株)森口商店	
	モンノ(株)	
コ	UCC上島珈琲(株)人事総務部	
	(株)ユーハイム	
ヨ	寄神建設(株)	
ワ	(株)ワールド人事本部神戸人事課	

# 会 則

## 神戸雇用対策協議会

平成28年4月一部改正

平成29年4月一部改正

神戸雇用対策協議会会則

# 会 則

(名 称)

第 1 条 本会は、神戸雇用対策協議会と称する。

(事 務 所)

第 2 条 本会の事務所は、会長事務所内に置く。

(目 的)

第 3 条 本会は、職業安定機関と密接な連携のもと会員相互が連携し、自主的努力によって優秀な労働力を確保定着させるとともに職業安定行政の公正円滑なる運営に協力し、もって地域産業の振興をはかることを目的とする。

(事 業)

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

1. 県内外に対する地域産業の啓発広報
2. 県内外に対する労働力確保の促進
3. 県内外に対する労働力受入れ体制の改善向上並びに自主的協定
4. 労働者の福利厚生対策の研究改善整備促進
5. 中高年齢者、身体障害者等の雇用開発の推進および雇用管理の改善並びに広報の促進
6. その他本会の目的達成に必要な事項

(組 織)

第 5 条 本会は、神戸公共職業安定所管轄区域内に所在し、本会の趣旨に賛同する会社・事業場をもって構成する。

(役 員)

第 6 条 本会には次の役員を置く。

会 長	1名
副 会 長	若干名
会 計 理 事	1名
理 事	30名以内
会 計 監 査	2名
相 談 役	若干名

(会長・副会長)

第 7 条 会長・副会長は理事の中から選出する。  
会長は本会を代表し、会務を統括するとともに会議の議長となる。  
副会長は会長を補佐し、会長事故ある時はこれを代行する。

(理事)

第8条 理事は総会において会員の中から選出する。  
理事は役員会を構成し、会務の運営について審議決定する。

(会計理事)

第9条 会計理事は理事の中から選出する。  
会計理事は本会の会計を掌握する。

(会計監査)

第10条 会計監査は総会において会員の中から選出する。  
会計監査は本会の会計を監査する。  
会計監査は定時総会前の通常監査及び年度途中の中間監査とする。

(相談役)

第11条 本会に相談役を置くことができる。  
本会の運営に著しく貢献のあった会員を役員会の議を経て、相談役に選出する。  
相談役は、役員会に出席し意見を述べることができる。

(顧問・参与)

第12条 本会の顧問及び参与を置くことができる。  
役員会の議を経て顧問に神戸公共職業安定所長、参与に同所部長及び各課長・統括官等を会長が委嘱する。

(役員任期補充)

第13条 役員任期は2年とする。  
但し、再任は妨げない。  
役員に欠員が生じたときは、役員会の承認を得て補充することができる。この場合は次の総会において追認を得るものとする。補充役員任期は前任者の残任期間とする。  
役員は任期満了の場合でも、後任者の就任するまではその職務を行うものとする。

(会議)

第14条 本会の会議は総会及び役員会並びに三役会とする。

(総会)

第15条 総会は定時総会及び臨時総会とし、会長が招集する。  
定時総会は毎年1回とし、年度末より3ヶ月以内に開催する。  
臨時総会は役員会において必要と認めるとき、または会員の5分の1以上により会議の目的とする事項を示し、要求のあったとき会長がこれを招集する。

総会に附議し決議する事項は次のとおりとする。

1. 前年度事業報告並びに決算
2. 会則変更の追認
3. 補充役員の追認
4. 役員を選出
5. 本年度事業計画並びに予算
6. その他本会運営に関する重要な事項

(役員会)

第16条

役員会に総会に次ぐ決議機関であり、役員を以って構成し必要に応じ開催し、会長がこれを招集する。但し、役員定数の半数以上から会議の目的とする事項を示し、要求のあったときは会長がこれを招集する。

役員会に附議し決議する事項は次のとおりとする。

1. 総会に提出する議案
2. 役員選出についての事項
3. 会則の変更
4. 補充役員を選出
5. 会の事業運営についての事項
6. その他会長が必要と認めた事項

(会議の議決)

第17条

会議の議決は出席者の2分の1以上を以って成立する。  
可否同数のときは議長がこれを決定する。

(三役会)

第18条

三役会は会長、副会長、会計理事をもって構成し、会長が必要と認めたときに招集して役員会に提案する必要な事項について審議する。

但し、会長が必要と認めるときは、他の役員の出席を求めることができる。

(会計年度)

第19条

本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(経費)

第20条

本会の経費は、会費・寄附金・その他の収入をもってこれに充てる。

本会の会費は事業所の毎年4月1日現在の従業員数により、次の区分によって毎年6月末までに納付するものとする。

会員区分	従業員数	会費
A 会員	49人以下	8,000円
B 会員	50人以上	12,000円
C 会員	200人以上	16,500円
D 会員	500人以上	21,000円
E 会員	1,000人以上	26,000円
F 会員	5,000人以上	39,500円
G 会員	10,000人以上	53,000円

但し、新たに会員となった場合は、加入年度の会費を入会の月末までに納付するものとする。なお、退会会員については既納会費は返還しない。

(入 会)

第21条 入会する時は、入会申込書を会長に提出し役員会の承認を得るものとする。

(退 会)

第22条 退会する時は、退会届けを会長に提出し役員会の承認を得るものとする。

2 会員が、次の各号のいずれかに該当する時は退会したものとみなす。

(1) 会費を2年以上納入しないとき。

(2) 会員企業が解散若しくは破産したとき又は会員企業と6か月以上連絡が取れないとき。

(附 則)

本会会則は昭和36年4月1日より施行する。

平成28年4月1日一部改正施行する。(平成28年6月3日総会)

平成29年4月1日一部改正施行する。第20条A会員6,500円→8,000円(平成28年6月3日総会)